



令和6年度

三島市空き店舗活用事業補助金



中心市街地の空き店舗に出店する方を応援します！

○出店者向け

【空き店舗出店支援事業】

- ① 大通り・芝町通り・一番町駅前通りに出店の方
補助金 200万円以内
(家賃上限100万円と改修費上限150万円以内)
- ② 別図に示す「その他区域」に出店の方
補助金 100万円以内
(家賃と改修費合わせて100万円以内)

※補助率：対象経費の2分の1以内

○物件所有者向け

【空き店舗分離工事支援事業】

- ③ 大通り・芝町通り・一番町駅前通りに所有する物件の
店舗と住居の分離工事を行う店舗所有者の方
補助金 100万円以内
- ④ 別図に示す「その他区域」に所有する物件の
店舗と住居の分離工事を行う店舗所有者の方
補助金 50万円以内

※補助率：対象経費の2分の1以内

【空き店舗出店支援事業】

➤ 補助対象店舗

上記の通りに面し、かつ商店会が存在する地域の1階店舗。原則1ヶ月以上空き店舗となっていた店舗。

➤ 補助対象事業

商店街の賑わい創出に効果のある業種で、且つ事業継続が可能と認められる事業とする。

➤ 補助対象事業者

空き店舗を活用し、小売業、サービス業等を開業する者で以下の条件をすべて満たすもの。

- ① 三島商工会議所の会員となり、経営指導を受けていること。
- ② 出店地域の商店会へ加入し、商店会の推薦を受けること。
- ③ 営業にあたり必要な許認可等をうけていること。
- ④ 昼間営業をおこなうこと。但し、中心市街地内の移転は対象としません。

➤ 補助対象経費

補助対象経費である改修費の発注先は市内に事業所を置くものに限ります。

【空き店舗分離工事支援事業】

➤ 補助対象店舗

以下の要件をすべて満たすもの。

- ① 上記の通りに面し、かつ商店会の存在する地域に所在する店舗。
- ② 店舗と住居の入口が一体となっており、分離工事によって1階部分を店舗として使用できる店舗。

➤ 補助対象事業

空き店舗を活用し、出店または開業する者に貸し出すことを目的に、店舗と住居を分離する工事。

➤ 補助対象事業者

店舗と住居を分離することで、空き店舗の解消をはかる店舗所有者で以下の条件をすべて満たすもの。

- ① 対象となる店舗の事前調査に協力するもの。
- ② 本補助金を活用するにあたり、三島商工会議所の事前指導を受けていること。
- ③ 空き店舗出店支援事業の用に供するために、出店または開業する者に貸し出す目的で分離工事を行うもの。
- ④ 分離した店舗を事業完了後5年以上、出店または開業する者に貸し出すことに同意するもの。

※上記目的以外に使用している場合は、補助金の返金をお願いすることがあります。

➤ 補助対象経費

補助対象経費である工事費の発注先は市内に事業所を置くものに限ります。

【共通事項】

- その他にも条件がありますので、詳細につきましては、**三島商工会議所(975-4441)** または、**三島市商工観光まちづくり課(983-2655)** にお問合せください。
- 予算には限りがありますので、ご了承ください。

| |
|---|
| 三島市商工観光まちづくり課 住所 三島市北田町4-47 電話 055-983-2655 担当 商工労政係 |
|---|

三島市空き店舗活用事業費補助金交付基準

最終改正 令和3年4月1日

目 的

商店街の連続性を保ち、商店街の活性化を図るため、空き店舗を活用し賑わい創出効果が期待でき、且つ事業継続が可能と認められる事業を支援する。

【空き店舗出店支援事業】

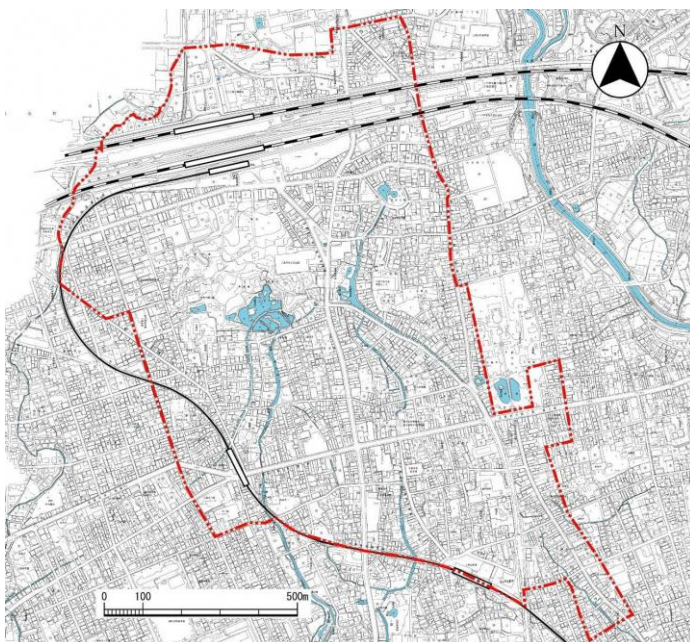
補助対象店舗

- ①対象区域 中心市街地 123ha 内（下図点線内）で、かつ商店会の存在する地域の内、大通り（三島富士線の大社町西交差点から広小路踏切まで）、一番町駅前通り（三島駅東交差点から三島駅南口バスロータリー入り口まで）の南側、芝町通り（三島停車場線の三島駅前交差点から心音堂前交差点まで）を強化区域とし、その他区域は別図に示すとおりとする。
- ②立地条件 1階の店舗
- ③空き店舗期間 原則1ヶ月以上空き店舗となっていた店舗

補助対象事業

商店街の賑わい創出に効果のある業種で、且つ事業継続が可能と認められる事業とする。ただし、以下に該当するものを除く。

- ①夜間営業のみの業種、公序良俗に反する業種、射幸性・遊行性の高い業種、宗教関係の業種、一部の関係者しか利用できないなど賑わい創出効果の薄い事業、その他補助対象としてふさわしくないと市長が認める事業。
- ②中心市街地内（下図点線内）の店舗からの移転。
ただし、建物建替等による立退きを事由とする場合を除く。



補助対象事業者

空き店舗を活用し、小売業、サービス業等を開業する者で、下記の条件をすべて満たすものとする。

- ①三島商工会議所の経営指導を受けていること。
- ②三島商工会議所の会員となること。
- ③出店地域の商店会の推薦を受けていること。
- ④出店地域の商店会へ加入すること。
- ⑤営業にあたり必要な許認可等を受けていること。
- ⑥9時から18時の間に週15時間以上営業を行うこと。（行わない場合は、補助対象外とする）

補助対象経費及び補助率等

- ①家賃 補助対象経費の2分の1以内

補助対象経費

12箇月分の賃借料（開業から2年以内で且つ開業前に当該補助金に係る事前協議が済んでいること）

1月当りの家賃（税抜き）額を円未満切捨て後に合計することとする。

補助対象外経費

消費税、家賃に含まれる管理費・共益費・駐車場代等

- ②改修費 補助対象経費の2分の1以内（発注先は市内に事業所を置くものに限る）

補助対象経費

基本的に建物に定着しているもの。

見積書は原則2箇所以上から取ることとする。

- ・解体工事費（廃材処理費・運搬・雑費・既存電気器具の処理）
- ・木工工事（カウンター内部天井袖壁工事・材料費・管具接着備品・運搬補足材）
- ・内装工事（床既存フローリング[※]下地処理・床タイルCF貼り・天井壁クロス貼り）
- ・塗装工事（既存壁柱等塗装・建具塗装・既存家具塗装・雑費）
- ・建具工事（収納陳列台・収納吊り戸・レジ[※]カウンター・配膳カウンター）
- ・給排水設備工事（既存器具取外し・配管材料費・雑費雑材）
- ・電気設備工事（配線・レジ[※]フード[※]換気扇取替え）
- ・左官工事（壁ケイソウ[※]喰仕上げ・下地処理・養生費）
- ・固定された設備（シンク・フード[※]・トイレ・フード[※]取付け現場加工費・ダクト部材チャンバー[※]・グリストラップ[※]・移動式間仕切[※]・カーテンレール）

補助対象外

- ・外部足場
- ・仮設工事費（廃材処理費・養生費・クリーニング[※]・内部足場・運搬費）
- ・電気設備工事（照明器具・照明器具の取付代、後付けエアコン）

- ・家具、備品（イス・テーブル・カーテンの布・冷蔵庫等）
- ・店内設備（作業台・調味料台）
- ・看板工事、広告費、デザイン費（ロゴデザイン等）
- ・設計費
- ・外装工事
- ・清掃・片付け代

※値引き・諸経費は按分、または補助対象外とする。

補助金額

強化区域（大通り、芝町通り、一番町駅前通り）

上記補助率で、上限を 200 万円以内とする。（家賃上限 100 万円と改修費上限 150 万円あわせて 200 万円以内とする。）

その他区域（別図のとおり）

上記補助率で、上限を 100 万円以内とする。（家賃と改修費あわせて 100 万円以内とする。）

※空き店舗分離工事支援事業で補助金交付を受けた店舗に出店する場合も、空き店舗所有者へ交付済額とは別に、出店者は上記金額を上限として交付を受けることができる。

申請書類等

三島市補助金等交付規則に定めるもののほか下記の書類を添付すること。

- ・三島市空き店舗活用事業補助金事業計画書（様式第 1 号）
- ・年間収支計画書（様式第 2 号）
- ・月別収支計画書（様式第 3 号）
- ・損益計画書（様式第 4 号）
- ・賃貸借契約書の写し
- ・工事請負契約書の写し
- ・対象店舗の位置図
- ・その他市長が必要と認めるもの

完了報告

三島市補助金等交付規則に定めるもののほか下記の書類を添付すること。

- ・三島市空き店舗活用事業補助金実績報告書（様式第 5 号）
- ・年間収支報告書（様式第 6 号）
- ・月別収支報告書（様式第 7 号）
- ・改修費・家賃に充てられたことが判るもの（領収書等）

支払方法

原則、完了後一括払いとする。ただし、改修工事が着工している等、事業の進捗が確認できた場合については、前期・後期の2回払いも可とする。

その他

上記の条件や基準を満たしていない場合は、年度途中においても補助金対象外とする。また、予算の範囲内で行う。

【空き店舗分離工事支援事業】

補助対象店舗

- ① 対象区域 「空き店舗出店支援事業」と同区域
- ② 物件条件 住居と店舗の入り口が一体となっており、分離工事によって1階部分が店舗となる物件
- ③ 空き店舗期間 原則1ヶ月以上空き店舗となっていた店舗

補助対象事業

空き店舗を活用し、出店並びに開業する者に貸出すことを目的に、店舗と住居を分離する工事。

補助対象事業者

空き店舗出店支援事業の用に供するため、店舗と住居を分離することで、空き店舗の解消を図る店舗所有者であって、下記の条件をすべて満たすものとする。

- ① 対象となる店舗の事前調査に協力すること。
- ② 三島商工会議所の事前指導を受けていること。
- ③ 分離した店舗は、出店並びに開業する者を支援することを目的として、5年以上貸し出すこと。

補助対象経費及び補助率等

分離工事費 補助対象経費の2分の1以内（発注先は市内に事業所を置くものに限る）

補助対象経費

見積書は原則2箇所以上から取ることとする。

基本的に、店舗部分と住居部分を分離する工事に要する経費

- ・解体工事費（廃材処理費・運搬・雑費・既存電気器具の処理）
- ・木工工事（カウンター内部天井袖壁工事・材料費・管具接着備品・運搬補足材）
- ・内装工事（床既存フローリング下地処理・床タイルCF貼り・天井壁クロス貼り）
- ・建具工事（収納陳列台・収納吊り戸・レジカウンター・配膳カウンター）

- ・ 給排水設備工事（既存器具取外し・配管材料費）
- ・ 電気設備工事（配線等）

補助対象外

- ・ 建物本体に影響を与える増築工事、改築工事、外構工事、耐震工事等
- ・ 店舗部分と住居部分の分離と関連がない住居部分のみの工事
- ・ 外部足場
- ・ 仮設工事費（廃材処理費・養生費・クリーニング・内部足場・運搬費）
- ・ 電気設備工事（照明器具・照明器具の取付代、後付けエアコン）
- ・ 店内設備（作業台・調味料台）
- ・ 看板工事、広告費、デザイン費（ロゴデザイン等）
- ・ 設計費
- ・ 外装工事
- ・ 清掃・片付け代

※値引き・諸経費は按分、または補助対象外とする。

補助金額

強化区域（大通り、芝町通り、一番町駅前通り）

上記補助率で、上限を 100 万円以内とする。

その他区域（別図のとおり）

上記補助率で、上限を 50 万円以内とする。

申請書類等

三島市補助金等交付規則に定めるもののほか下記の書類を添付すること。

- ・ 三島市空き店舗活用事業補助金事業計画書（分離工事支援事業用）（様式第 8 号）
- ・ 対象店舗の設計図
- ・ 工事請負契約書の写し
- ・ 対象店舗の位置図
- ・ その他市長が必要と認めるもの

完了報告

三島市補助金等交付規則に定めるもののほか下記の書類を添付すること。

- ・ 三島市空き店舗活用事業補助金実績報告書（分離工事支援事業用）（様式第 9 号）
- ・ 分離工事に充てられたことが判るもの（領収書等）

支払方法

原則、完了後一括払いとする。ただし、改修工事が着工している等、事業の進捗が確認できた場合については、前期・後期の2回払いも可とする。

その他

- ・上記の条件や基準を満たしていない場合は、年度途中においても補助金対象外とする。また、予算の範囲内でおこなう。